

遠隔教育特例校制度

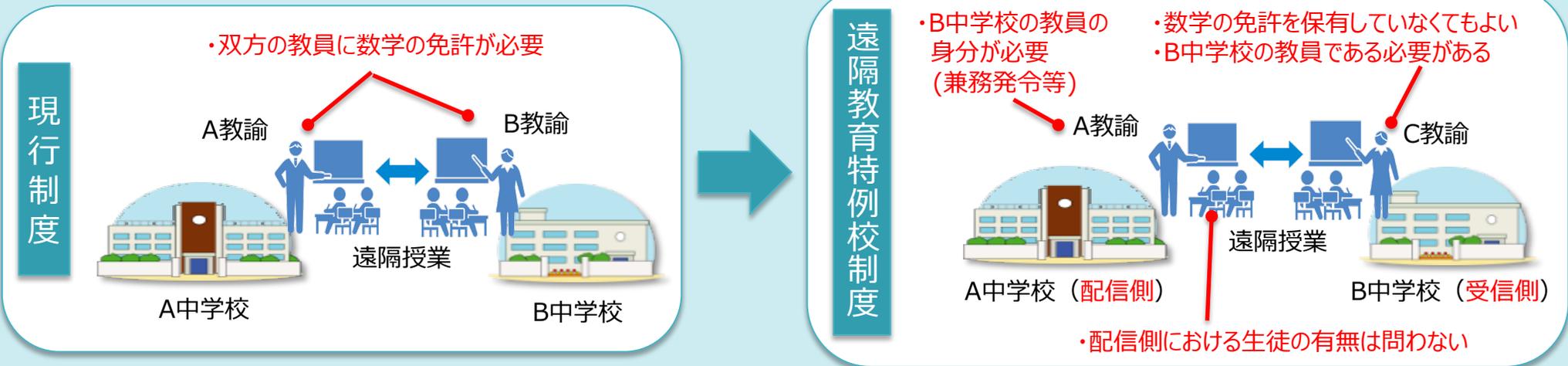
◆ 令和元年8月21日に、遠隔教育特例校制度に係る省令・告示を公布、施行

- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第12号）
- ・「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件」（令和元年文部科学省告示第56号）

遠隔教育特例校とは

- ◆ 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる学校（受信側の教員が当該教科の免許状を有していない状況でも履修が可能）

※数学を例とした場合



対象となる学校種

- ・中学校
- ・義務教育学校後期課程
- ・中等教育学校前期課程
- ・特別支援学校中学部

要件

中学校等において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合

指定までの流れ

